伊藤 眞『民事訴訟法〔第８版〕』（ISBN：978-4-641-23322-5）補訂情報

本書刊行後に出された重要判決等の情報を中心に，以下のとおり補訂いたします。

なお，赤字のものについては，第２刷（2024 年９月５日発行）において，修正や追記を反映いたしました。

■495 頁注 420 の末尾に改行して以下を加える。

なお，東京高決令和５・12・12 判時 2602 号５頁は，警察署の保護室内を撮影した映像記録の文書提出義務に関して監督官庁（警視総監）が述べた意見について，室内の防犯カメラの位置や形状などを検討した上で，映像記録の提出が公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとはいえず，その意見に相当の理由があると認めるには足りないと判示している。意見の基礎となっている保護室の状況，撮影機器の位置や形状などの具体的事実を認定した上で，意見の相当性について判断している点で，監督官庁の意見の相当性に関する判断枠組としての意義を認めることができる。

そして，同決定は，文書提出義務自体についても，映像記録の提出が公共の利益を害し，または公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれ（220④ロ）が具体的に存在するとはいえないとして，これを肯定している。

■以上，2024 年11月20日追加■

■497 頁注 423 末尾に改行して以下を加える。

そして，最決令和６・10・16 裁判所ウェブサイトは，同一事件における他の被疑者の取調べに関する記録媒体で，被告人であった文書提出命令申立人の刑事事件公判（無罪判決確定）に提出されなかった部分について，判例法理に即して，法律関係文書として文書提出義務を認めている。そこで重視されているのは，第１に，証拠としての必要性，第２に，記録媒体に記録された他の被疑者の名誉やプライバシー侵害による弊害が生じるおそれが認められないこと，第３に，記録媒体の提出が本件事件に関する現在および将来の捜査や公判に不当な影響を及ぼすおそれがあるとはいえないことである。

第１の必要性については，受訴裁判所（本件原原審）の判断に相応の配慮を払うことが求められるとしている。また，第２のプライバシー侵害に関しては，草野耕一裁判官の詳細な補足意見が付されている。

■以上，2024 年 10 月 30 日追加■

■84 頁注 83 上から 3 行目

「同法 209 条 2 項」

→　「同法 209 条 4 項」

■127 頁本文上から 3 行目

「なぜならば，133 条 2 項は，……」

→　「なぜならば，133 条 2 項（改正 134 条 2 項）は，……」

■130 頁本文上から 8 行目

「……当事者適格とが認められる（行訴 11Ⅱ・38，特許 179，海難審判 45 参照）。」

→　「……当事者適格とが認められる（特許 179，海難審判 45 参照）。」

■137 頁本文下から 6 行目

「……，未成年者（婚姻によって成年とみなされる場合を除く。民 753 参照）および……」

→　「……，未成年者および……」

■148 頁注 62 下から 2 行目

「相続財産管理人」

→　「相続財産清算人」

■149 頁本文上から 8 行目

「相続財産管理人」

→　「相続財産清算人」

■152 頁本文上から 10 行目

「示されること（133Ⅱ①・253Ⅰ⑤），……」

→　「示されること（133Ⅱ①（改正 134Ⅱ①）・253Ⅰ⑤），……」

■189 頁注 22 上から 1 行目～3 行目

「……直接強制を意味すると解されているので……反することはない。民法 414 条 1 項本文は，債務について強制履行の可能性のみを定め，……」

→　「……直接強制を意味すると解されていたので……反することはない。現在の民法 414 条 1 項本文は，債務について履行の強制可能性を定め，……」

■196 頁注 34 上から 4 行目

「民 958 の 3 I」

→　「民 958 の 2 I」

■201 頁注 43 上から 4 行目

「民 958 の 3 I」

→　「民 958 の 2 I」

■240 頁注 110 下から 2 行目

「債権全体を訴訟物する」

→　「債権全体を訴訟物とする」

■257 頁注 3 上から 2 行目・4 行目

「却下決定」

→　「却下命令」

■257 頁注 3 上から 3 行目

「決定」

→　「裁判」

■261 頁本文上から 9 行目

「109 条の 3 第 1 項 3 号」

→　「109 条の 3 第 1 項 3 号（未施行）」

■263 頁本文上から 1 行目

「109 の 3Ⅱ」

→「109 の 3Ⅱ（未施行）」

■288 頁本文上から 3 行目

「訴えの提起（133Ⅰ。134Ⅰ（未施行）），……」

→　「訴えの提起（133Ⅰ（改正 134Ⅰ）），……」

■315 頁本文上から 7 行目

「……ため（170Ⅲ・175（施行済み）），……」

→　「……ため（170Ⅲ（施行済み）・175（未施行）），……」

■448 頁注 337 上から 2 行目

「刑事訴訟法 157 条の 4」

→　「刑事訴訟法 157 条の 6」

■484 頁注 405 上から 4 行目

「21 年判決」

→　「21 年決定」

■489 頁注 415 上から 4 行目

「……場合（行訴 11Ⅱなど）を除いて，……」

→　「……場合（特許 179 など）を除いて，……」

■551 頁本文下上から 2 行目

「……の原因（133Ⅱ②・143，民訴規 53Ⅰ）……」

→　「……の原因（133Ⅱ②（改正 134Ⅱ②）・143，民訴規 53Ⅰ）……」

■622 頁本文上から 6 行目

「相続財産管理人（民 952)」

→　「相続財産清算人（民 952)」

■682 頁本文上から 2 行目

「……関係で（133Ⅱ，民訴規 53Ⅰ),」

→　「……関係で（133Ⅱ（改正 134Ⅱ)，民訴規 53Ⅰ),」

■724 頁本文下から 3 行目

「……457 条 2 項などの……」

→　「……457 条 3 項などの……」

■741 頁本文上から 5 行目

「ならない（133)。」

→　「ならない（133（改正 134))。」

■791 頁本文（6）末尾

「……される（160Ⅲ)。」

→　「……される（160Ⅲ（160Ⅳ（未施行))。」

■795 頁本文上から 12 行目

「……され，上告裁判所は，……」

→　「……され，原裁判所は，……」

■866 頁事項索引

「不起訴の抗弁……182」

→　「不起訴の抗弁……182，187」

■以上，2024 年9月 5 日追加■

■361 頁注 173 末尾に改行して以下を加える。

本制度施行（令和 5 年 2 月 20 日）後の運用状況については，令和 5 年 10 月 23 日現在の名古屋地裁本庁分についての報告があり（川上敦子「第一審強化方策名古屋地方協議会民事部会結果報告（第 196 回）」愛知県弁護士会会報 758 号 29 頁以下（2024 年）），秘匿決定申立事件数 16 件，秘匿決定がなされた事件数 13 件，いずれも住所の秘匿事例とされている。

■以上，2024 年 7 月 29 日追加■

■187 頁注 20 第 1 段落で改行し以下を加え，第 2 段落 1 行目を下線部のように改める。

そして，最判令和 6・7・11 裁判所ウェブサイトは，裁判を受ける権利の行使に対する制約を課し，それを甘受するという不起訴の合意の特質を重視し，公序良俗違反とすべきかどうかの考慮要素として，当事者の属性および相互の関係，合意に至る経緯，趣旨および目的，合意の対象となる権利または法律関係の性質，当事者が被る不利益の程度その他諸般の事情をあげている。不起訴の合意の効力を否定すべき理由として従前から説かれていた公序良俗違反の具体的判断枠組を確立した判例法理と評価できる。

なお，財産権上の請求に関する不起訴の合意の効力は，<u>公序良俗違反と評価すべき場合を除いて肯定されるが，</u>訴えに先立って民間調停機関……

■291 頁注 68 第 2 段落と第 3 段落の間に以下を加える。

営業秘密については，当該事実が，秘密管理性，有用性，および非公然性（不正競争 2 Ⅵ）の 3 要件を具備していることの主張と立証（疎明）が求められる。最決令和 6・7・8 裁判所ウェブサイトにおける深山卓也裁判官の補足意見参照。

■655 頁注 308 末尾に改行して以下を加える。

なお，被告に一定金額の支払いを命じ，仮執行宣言および担保提供を条件とする仮執行免脱宣言を付した第 1 審判決に対して被告が控訴し，控訴審判決が第 1 審判決を変更し，重ねて控訴人（被告）に対して一定金額の支払いを命じ，仮執行宣言および担保提供を条件とする仮執行免脱宣言を付す場合がありうる。この場合において，すでに第 1 審判決の仮執行免

脱宣言に応じて担保提供をした被告（控訴人）が，控訴審判決の仮執行免脱宣言との関係で二重の担保提供義務を負うという不合理な結果発生を避けるための方策を検討するものとして，永島賢也「二重の仮執行免脱宣言について――担保の重複を避ける」筑波ロー・ジャーナル 36 号 49 頁（2024 年）がある。

■以上，2024 年 7 月 12 日追加■

■206 頁注 49 末尾に以下を加える

法が，暴力団事務所の使用等に対する付近住民の差止請求権について，その委託にもとづく適格都道府県センターの任意的訴訟担当を認めているのは，暴力団からの報復をおそれて請求権の主体たる付近住民自身が訴えを提起することをためらうという問題の解決のためである。中川正浩「組長責任追及訴訟の軌跡と課題」警察學論集 77 巻 3 号 62 頁（2024 年）参照。

■362 頁「ア　秘匿決定の要件」第 3 段落末尾に注「173 の 2」として以下の内容を付す。

173 の 2)　①社会生活を営むのに著しい支障，および②そのおそれの 2 要件が満たされる典型例の一つとして，暴力団組長や構成員に対する損害賠償請求訴訟などが考えられる。中川正浩「組長責任追及訴訟の軌跡と課題」警察學論集 77 巻 3 号 41 頁（2024 年）参照。

■以上，2024 年 5 月 28 日追加■

■406 頁注 252 末尾に改行して以下を加える。

なお，名古屋地判令和 5・6・28 判タ 1517 号 127 頁は，事故に起因する観光バスの休車損害額について 248 条の適用を認め，理由の 1 つとして，裁判所の提案にもとづいて両当事者が同条の適用に同意していることをあげている。立証の困難性を基礎づける事情の 1 つと考えられる。

■以上，2024 年 5 月 22 日追加■

■654 頁注 307 末尾に，下記 2024 年 2 月 6 日補訂部分の後ろに以下を加える。

なお，最判平成 25・4・9 判時 2187 号 26 頁は，建物付属物たる店舗看板の撤去請求などにかかる事案であるが，田原睦夫裁判官の補足意見は，裁判所が「仮執行宣言を付するか否かにつき，その裁量権の行使には慎重を期すべきである」旨を説示している。

■以上，2024 年 5 月 13 日追加■

■681 頁注 24 末尾に改行して以下を加える。

また，第一審判決が訴えを不適法として却下し，原告がこれを不服として控訴した後に控訴人（原告）が訴えを変更できるかという問題がある。訴え変更後の新請求について第一審の審判が省略される結果となり，被控訴人（被告）の審級の利益を害するため，訴えの変更を許さないことを原則とし，例外的に被控訴人（被告）に異議がなく，第一審における審理が実質的に新請求に及んでいると認められ，審級の利益を害することがない場合であって，かつ，訴えの変更の一般的要件を満たしているときに限って，訴えの変更を許容すべきである（最判平成 5・12・2 判時 1486 号 69 頁参照）。そして，訴えの変更を許容すべき例外的場合においては，控訴審は，旧請求についての第一審の訴え却下判決を取り消して事件を第一審に差し戻す必要はなく（305，本書 782 頁参照），訴え変更後の新請求について自判すべきである。以上について，木村真也「控訴審における訴えの変更に関する諸問題」民事手続法と民商法の現代的潮流――中島弘雅先生古稀祝賀論文集 85 頁（2024 年）参照。

■以上，2024 年 4 月 15 日追加■

■33 頁注 48 末尾を以下のように修正する。

「……（2022 年）参照。」

→ 「……（2022 年），伊藤眞・消費者裁判手続特例法〔第 3 版〕14 頁参照。」

■197 頁注 34 末尾，下記 2024 年 1 月 10 日補訂部分の後ろに改行して以下を加える。

なお，消費者裁判手続特例法（本書 33 頁）にもとづく共通義務確認の訴えの訴訟要件たる多数性（法 2④），共通性（同），支配性（法 3Ⅳ）の 3 要件は，同法にもとづく手続の目的お

よび手続が共通義務確認訴訟と簡易確定手続の 2 段階構造をとることを考慮した特別のものである。このうち支配性については，法文は，「共通義務確認の訴えに係る請求を認容する判決をしたとしても，事案の性質，当該判決を前提とする簡易確定手続において予想される主張及び立証の内容その他の事情を考慮して，当該簡易確定手続において対象債権の存否及び内容を適切かつ迅速に判断することが困難であると認めるとき」は，裁判所が訴えを却下することができると定める。

その解釈を示したものとして，最判令和 6・3・12 裁判所ウェブサイトがあり，共通義務確認判決を前提とする簡易確定手続において，過失相殺や因果関係など，個々の消費者被害者の権利の内容について判断すべき事項が相当程度の審理を要するとはいえないときは，支配性に欠けることはなく，共通義務確認の訴えは適法であると判示する。多数の消費者に生じた財産的被害の集団的救済という特例手続の趣旨を重視して，支配性の判断枠組を柔軟に判断すべきこと示した判例と評価できる。

■214 頁注 68 第 5 段落 7 行目を以下のように修正する。

「……詳細については，伊藤眞・前掲論文曹時 12 頁，同消費者裁判手続特例法 32 頁（2016 年），……」

→ 「……詳細については，伊藤眞・前掲論文曹時 12 頁，同消費者裁判手続特例法〔第 3 版〕35 頁（2024 年），……」

■214 頁注 68 第 6 段末尾を以下のように修正する。

「……76 頁（2022 年）参照。」

→ 「……76 頁（2022 年），伊藤眞・消費者裁判手続特例法〔第 3 版〕15 頁（2024 年）参照。」

■以上，2024 年 4 月 1 日追加■

■654 頁注 307 末尾に以下を加える。

詳細については，伊藤眞「仮執行宣言制度の運用に想う――defendant oriented?」法の支配 212 号 2 頁（2024 年）参照。

■795 頁第 1 段落下から 3 行目を以下のように修正する。

「……送付され，上告裁判所は，……」
→　「……送付され，原裁判所は，……」

■以上，2024 年 2 月 6 日追加■

■はしがき i 頁本文下から 3 行目「……を示している」の後に以下を加える。

（本書 361 頁）

■はしがき i 頁本文下から 2 行目「……ついても同様である」の後に以下を加える。

（本書 312 頁）

■39 頁注 51 末尾に以下を加える。

また，同「民事判例の主論と型について」判時 2571 号 5 頁（2023 年）は，最高裁判所判例の法規範性に関して，法理判例と事例判例の区別，両者の中間型としての場合判例の意義，先例拘束性の限界などを詳説する。

■197 頁注 34 末尾に改行して以下を加える。

また，東京地判平成 19・3・26 判時 1965 号 3 頁〔百選 5 版 28 事件，6 版 A10 事件〕は，将来の時点における社員の地位確認について，その地位を失う危険が確実視できる程度に現実化しており，かつ，地位喪失の具体的発生を待っていたのでは回復困難な不利益をもたらす事情が認められるときには，確認の利益が認められるとする。これも，将来の地位または法律関係をめぐる紛争の現実性を基礎として，現在（口頭弁論終結時）における確定の必要性を前提条件とする例外を認めるものであり，確認訴訟の紛争予防機能を重視するものと考えられる。

■665 頁注 326 第 2 段落末尾，改行して以下を加える。

なお，訴訟費用の中で大きな比重を占めるのは，提訴手数料であり，それは訴額を基準とするが（本書 658 頁注 315 参照），共同訴訟における訴額は，各原告の請求額を合算する（9 I 本文）。その場合に，訴訟救助の前提となる「訴訟の準備及び追行に必要な費用」として，共同原告全体の請求額を合算した訴額を基準とした提訴手数料とするか，それを各原告の請求額に応じて案分した提起手数料とするかについては，判断が分かれうる。最決令和 5・10・19 裁判所ウェブサイトは，前者を採用した原決定を破棄し，後者を採用した。

その理由は，各原告に共同訴訟の提訴手数料全体を負担させるべき理由はなく，自らの請求の価額に応じて案分した提訴手数料を負担させるにとどめるべきである以上，各原告に訴訟救助を認めるかどうかの判断も，案分した提訴手数料の負担を基準とすべきであるという。共同訴訟における提訴手数料の算定についての判断枠組を確立し，各原告の資力との関係で訴訟追行の負担を軽減するという訴訟救助の趣旨を重視した判例法理と評価できる。

以上，2024 年 1 月 10 日追加■